

※公募要領や各種様式の注意事項を確認の上、本FAQを参照してください。

| 大項目 | 中項目 | No. | 質問 | 回答 |
|------|------|-----|---|--|
| 事業概要 | 応募資格 | 1 | 市区町村ではなく、都道府県による応募も可能でしょうか。 | 都道府県による応募も可能です。 |
| | | 2 | 1つの地方自治体による複数事業の応募も可能でしょうか。 | 1つの地方自治体による複数事業の応募も可能です。 |
| | | 3 | 本事業の補助対象の要件である「将来的にレベル4自動運転技術を提供することが見込まれる事業者が参画すること」は、コンソーシアム参加団体もしくは業務委託・外注先のいずれかにおいて該当する事業者が参画していれば要件を満たすのでしょうか。 | ご認識の通りです。 |
| | | 4 | 本事業の補助対象の要件である「将来的にレベル4自動運転技術を提供することが見込まれる事業者」は、将来的にレベル4自動運転移動サービスを提供することが見込まれる交通事業者も含まれるのでしょうか。 | 交通事業者は含まれません。レベル4自動運転サービスを提供する見込みの事業者ではなく、レベル4自動運転技術を提供することが見込まれる事業者を指します。 |
| | 事業内容 | 5 | 応募時の提出書類において事業区分を申告する必要はあるのでしょうか。 | 様式2及び様式3の事業区分選択欄にて応募する事業区分を選択してください。 |
| | | 6 | 重点支援事業とはどのような事業を指すのでしょうか。 | 重点支援事業とは、補助対象事業の要件を満たし、地域公共交通の先駆的・優良事例として横展開できる事業を指します。 |
| | | 7 | 重点支援事業として、具体的にどのような取組が求められるのでしょうか。 | 一般支援事業と同様に提案書の内容を実施し、成果測定や各種報告書の提出を行っていただきます。加えて、先駆的・優良事例としての横展開を目的とした事務局からのヒアリングや追加のデータ提出への対応を求める場合があります。 |
| | | 8 | 一般支援事業とはどのような事業を指すのでしょうか。 | 一般支援事業とは、補助対象事業の要件を満たし、重点支援事業には該当しないものの、早期のレベル4許認可取得が見込まれる事業を指します。 |
| | | 9 | 無償で運行する場合、今年度事業に係る経費は補助対象となるのでしょうか。 | 無償で運行する場合でも補助対象となります。 |
| | | 10 | バスではなくハイエースなどの乗用車を運行する場合にも補助対象となるのでしょうか。 | バスではなく乗用車による運行を実施する場合も補助対象となります。 |
| | | 11 | 自動運転車両の運行目的について、観光や生活交通などの制約はあるのでしょうか。 | 本事業の目的に沿っていれば、運行目的の制約はございません。 |
| | | 12 | 自動運転車両の運行期間について、最低何日以上運行するなどの決まりはあるのでしょうか。 | 運行期間についての決まりはございませんが、本事業の目的に鑑みて可能な限り長期間の運行を推奨しています。 |
| | | 13 | 補助事業に要する経費が補助上限額を超える見込みですが、補助上限額に収まるように事業内容を変更する必要があるのでしょうか。 | 事業内容の変更は不要ですが、補助上限額の超過分の費用は自己負担等が必要となります。 |
| | | 14 | 昨年度事業からの変化点を教えてください。 | 主な変化点は公募説明会にて説明します。 |
| 提出書類 | 提出書類 | 15 | 応募書類への押印は必要でしょうか。 | 応募書類への押印は不要です。 |
| | | 16 | 「運行主体」の定義を教えてください。 | 運行主体は、実態として運行業務を担っている事業者とご理解ください。具体的には、交通事業者や自動運転システムベンダーが役割を担うことを想定しています。 |
| | | 17 | 準備運行/関係者試乗運行/一般運行の違いを教えてください。 | 明確な定義はございませんが、本事業においては概ね以下のように分類しています。 ●準備運行： ・動作検証（車両、自動運転システムの調律、遠隔監視システム、信号連携）、運行事業者のトレーニング、運行ダイヤの検証などを目的とした走行 ・一般運行コースと異なるテストコースでの走行 ●関係者試乗運行： ・本事業関係者や観察者などのみに乗客を限定した運行（2~3日間程度） ・1日限定の乗車イベント等 ●一般運行： ・一般の方を対象とした定常的な運行 |
| | 提出書類 | 18 | 提案書の実施体制における「確定/未確定」の違いを教えてください。 | 代表団体と当該団体の間で本事業の実施について合意がなされている場合は「確定」としてください。当該団体の参加を想定しているが未調整である場合や、プロポーザル等によって最終決定するという場合には「未確定」としてください。 |
| | | 19 | 固定資産の購入費を記載する場合、(様式2別紙)中長期収支計画には減価償却費を計上し、(様式3)支出計画書には購入費の全額を計上するため、それぞれの様式で経費の合計金額は異なるという理解でよいでしょうか。 | ご認識の通りです。 |
| | | 20 | 事業期間が2月27日までとなっていますが、それ以降の事業継続は可能でしょうか。 | 事業の継続は可能ですが、本事業の補助対象の期間は2月27日までとなります。 |

| | | | | |
|---------|------------|-----------|---|---|
| 経理 | 補助対象経費 | 21 | 事業期間中に取得した車両の購入費用は補助対象となるのでしょうか。 | 本事業での活用を目的として、補助事業の実施期間に車両を購入する場合は、購入費用を補助対象経費として計上できます。 |
| | | 22 | 各費目に対して4/5が補助されるのでしょうか。あるいは合計額の4/5が補助されるのでしょうか。 | 補助対象経費の合計額に対し、4/5を補助する形となります。 |
| | | 23 | 社会受容性の検証に要する費用は補助対象となるのでしょうか。 | 走行環境の構築・維持、安全性の向上等を目的とする取組は補助対象経費として計上できます。自動運転事業等のPRを目的とした経費は補助対象外となります。 |
| | | 24 | 補助対象となる車両の台数に制限はあるのでしょうか。 | 自動運転レベル4の社会実装に向けた取り組みに資するものであれば補助対象車両の台数制限はございません。ただし、補助上限額の額圏内での採択及び交付決定となります。 |
| | | 支払いについて | 25 | 自治体への補助金支払いのタイミングを分割してもらうことは可能でしょうか。 |
| | | | 26 | 補助金支払いを同一事業者の複数の口座へ分割してもらうことは可能でしょうか。 |
| | | 財産処分・財産管理 | 27 | 補助対象となった財産を処分（譲渡・交換・貸付・廃棄等）することは可能でしょうか。 |
| | | | 28 | 補助事業の完了日以降、補助金で購入した車両を自動運転に関わらず他の移動サービス等に活用してもよいのでしょうか。 |
| | | | 29 | 車両購入時の車両所有者を、交通事業者等の補助事業者以外の団体・企業とすることは可能でしょうか。 |
| | | | 30 | 本事業の財産処分制限期間は何年でしょうか。 |
| | | 31 | 業務委託・外注先の労務費について計算方法等の規定はあるのでしょうか。 | 業務委託・外注先の労務費の計算方法等の規定はありません。 |
| コンソーシアム | 組成条件 | 32 | リース事業者やリスカーアセスメントの実施団体は、コンソーシアムの参加団体として認められるのでしょうか。 | コンソーシアム参加団体に関する業種等の制約はありません。公募要領に記載の資格要件を満たす事業者であれば、コンソーシアムの参加団体として認められます。 |
| | | 33 | 参加団体が1事業者のみのコンソーシアムを組成することは認められるのでしょうか。 | コンソーシアム組成時の参加団体数に制約はありません。参加団体が1事業者のみでもコンソーシアムとして認められます。 |
| | | 34 | 地方自治体が「参加団体」もしくは「協力団体」としてコンソーシアムに加わることは可能でしょうか。 | 本事業への申請者以外の地方自治体が「参加団体」や「協力団体」として事業に参画することは可能です。 |
| | コンソーシアム協定書 | 35 | コンソーシアム協定書の提出期限はあるのでしょうか。 | 採択決定後の交付申請書の提出時にご提出ください。 |
| | | 36 | 過去に締結した覚書や会則などをコンソーシアム協定書の代替とすることは認められるのでしょうか。 | 本事業をコンソーシアムの体制で実施する場合は、自動運転社会実装推進事業コンソーシアム協定書の作成・提出をお願いします。 |
| | | 37 | コンソーシアム協定書の締結主体は地方自治体や事業者であり、各団体の担当者ではないとの認識でよいのでしょうか。 | コンソーシアム協定書の締結主体は、代表団体及び各コンソーシアム参加団体となります。 |
| | | 38 | コンソーシアム協定書（ひな型）の内容を変更してもよいのでしょうか。 | 必要に応じて加筆・修正をお願いします。 ただし、取得財産や知的財産権の管理及び適切な補助金支払の実施に関するルールについては必ず取り決めを行ってください。 |
| | | 39 | コンソーシアム参加団体から車両をレンタルし、当該経費を補助対象として計上することは可能でしょうか。 | コンソーシアム参加団体への外注となるため、補助対象外となります。 |
| | | 40 | コンソーシアム参加団体が業務委託・外注先と契約することは可能でしょうか。 またその際の調達手続きは決まっているのでしょうか。 | コンソーシアム参加団体が業務委託・外注契約を行うことは可能です。 補助金を活用した調達先の選定にあたっては、相見積もりの取得等の本事業における規定に則った形で実施いただく必要があります。詳細は採択後の経理処理説明会にてご案内いたします。 |
| | 補助金受取 | 41 | 補助金の受取先として指定する参加団体に制約はあるのでしょうか。 | 補助金の受取先として指定できる参加団体に制約はありません。 |
| | | 42 | 補助金の受取先として複数の参加団体を指定し、分割して受け取ることは可能でしょうか。 | 補助金の受取先として指定できる参加団体は1社のみです。 |
| 消費税の計上 | 消費税の計上 | 43 | コンソーシアムを組成する場合、地方自治体(代表団体)が支出した経費は消費税等を含める、事業者等(参加団体)が支出した経費は消費税等を除外するという理解で間違いないでしょうか。 | 原則ご認識の通りです。地方自治体が支出した経費は消費税等を含めて、事業者等の支出は消費税等を除外して申請してください。 ただし一部事業者は消費税等を含めて経費を算出することが可能ですが詳細は公募説明会にてご説明します。 |
| | | 44 | コンソーシアムを組成しており、業務委託・外注先に請求を行う際、請求に消費税等を加えることはできますか。 | コンソーシアムの代表団体・参加団体を問わず、業務委託・外注先に請求を行う場合は、通常の商習慣通りに請求に消費税等を加えることが可能です。 |
| | | 45 | 補助対象経費の計上における消費税等の取扱いは「支出を行った団体」によって異なるのでしょうか。あるいは「事務局から補助金を一括で受領する団体」によって決まるのでしょうか。 | 補助対象経費の計上における消費税等の取扱いは「支出を行った団体」によって決まります。 |

| | | | | |
|---------|--------|----|--|---|
| | 労務費計算 | 46 | 労務費の算出方法について公募要領に記載の方法以外の算出方法は認められるのでしょうか。 | 本事業における労務費の算出は、公募要領に記載の通り「時間単価×（作業）時間数」の計算式を用い、時間単価の算出は、<手法1：実績単価計算>と<手法2：健保等級単価計算>のいずれかとしてください。 |
| | | 47 | コンソ組成団体の人事費計算を受託単価で実施することは可能でしょうか。 | 本事業においては、企業で設定されているいわゆる受託単価は本事業では認められておりません。 公募要領に記載されている<手法1：実績単価計算>あるいは<手法2：健保等級単価計算>のいずれかにて算出をお願いいたします。 |
| 地域コミッティ | 設置 | 48 | 地域コミッティ設置の期限はいつになるのでしょうか。 | 原則として、補助事業の開始までの設置が必要です。 |
| | | 49 | 地域コミッティ設置の定義を教えてください。 | 地域コミッティの設置要綱を制定した日となります。 |
| | | 50 | 地域コミッティの設置について、応募時点で求められている「各構成員の合意」とは書面で示す必要があるのでしょうか。 | メール・電話等により関係者間の合意を取っている場合など、必ずしも書面ベースで設置に関する合意を取る必要はございません。 |
| | | 51 | 地域コミッティの設置にあたり、地方運輸局の担当部署を教えてください。 | 各地方運輸局の担当部署は以下の通りです。 各地方運輸局：自動車技術安全部 技術課 沖縄総合事務局：運輸部 車両安全課 |
| | | 52 | 今年度は運行を実施しませんが、地域コミッティの設置は必要でしょうか。 | 地域コミッティの設置は本事業の応募資格の要件なので、運行の実施可否に関わらず設置いただく必要があります。 |
| | 構成員 | 53 | 県内の複数市区町村にて本補助事業の実施を予定しておりますが、県単位の地域コミッティを組成することで、各市区町村も地域コミッティ組成の要件を満たしたこととなるでしょうか。 | 県単位の地域コミッティを組成いただくことで、各市区町村も地域コミッティ組成の要件を満たします。ただし、その際には本補助事業を実施する市区町村を構成員としてください。 |
| | | 54 | 他の協議会等の枠組みを地域コミッティとみなすことは可能でしょうか。 | 既存の他協議会等の枠組みを地域コミッティとみなすことは可能ですが、必須構成員を含め、適宜構成員を追加してください。 |
| | | 55 | 既存の協議会等において地域コミッティの必須構成員がオブザーバーとして含まれている場合に、必須構成員をオブザーバーとしたままで地域 | 会議体や構成員の位置づけについては、関係者間で合意がなされなければ特に規定はございません。 |
| | | 56 | 必須構成員の「地方運輸局」や「地方整備局」は「地方運輸支局」や「地方国道事務所」でもよいのでしょうか。 | 地方整備局については、地方整備局所属の地方国道事務所とすることは可能です。一方で、地方運輸局はL4走行環境条件の付与を行う機関となるため、地方運輸支局による代替はできません。 |
| その他 | 採択について | 57 | 地方自治体による本事業採択の公表はいつから可能でしょうか。 | 交付決定通知の受領後としていただくようお願いいたします。 |
| | | 58 | 国土交通省または事務局において採択事業の一覧を公表する予定はあるのでしょうか。 | 全ての採択事業の交付決定後、国土交通省及び事務局のHPにて採択した自治体名を公表予定です。 |